

(様式3)

校 種	小 ・ 中 どちらかに○	学校番号	1 4	学校名	宇都宮市立 国本中 学校
-----	-----------------	------	-----	-----	--------------

令和7年度 児童生徒指導に関する取組

1 児童生徒指導上の主な実態

(1) 問題行動等調査から

- ・本人または保護者からの訴えで「4件」、のいじめがあった。3件は、今現在は解消している。1件 は、いじめを認知してから3ヶ月経過していない。
(いじめの内容は、主にひやかし、からかい、SNSでのトラブルによるもの)
- ・不登校・別室登校生徒は、新2年「9名」、新3年は「17名」である。人間関係をつくれない生徒や情緒的な課題をもつ生徒がほとんどである。

(2) 国・県・市の児童生徒質問紙・学校質問紙などから

- ・「先生は、自分のよいところやがんばったことを認めてくれる」という質問の肯定的な回答をした生徒の割合は、新2年生 96.5%、新3年生 94.1%で、いずれも宇都宮市の平均を大幅に上回っていた。
- ・「自分の携帯電話やスマートフォンを持っていますか」という質問に「持っている」と回答をした生徒の割合は、新2年生は 82.4%で宇都宮市の平均を上回っていた。新3年生は 83.1%で、宇都宮市の平均をわずかに下回っていたが、携帯スマホ所持率は非常に高い。
更に、平日の1日当たりの使用時間（電話やメール、SNSやインターネットのサイトを見るなど）の質問では、3時間以上が新2年生では 26.6%で宇都宮市の平均を上回っている。新3年生は 28.2%と宇都宮市の平均と同等である。
- ・「学校のきまりやマナーを守っていますか。」という質問に、新2年生の肯定的な回答をした生徒の割合は、新2年生 97.2%、新3年生 97.5%で、いずれも宇都宮市の平均を上回っている。
- ・「交通事故にあわないよう、交通ルールを守っている。」という質問に肯定的な回答をした生徒の割合は、新2年生 98.6%、新3年生 98.3%で、いずれも 98%を上回っている。

(3) 学校生活の状況から

- ・時と場に応じたあいさつをしていると思っている生徒は多いが、教員・保護者はあまりそう思っていない。(うつのみやマネジメントアンケートの結果から)
- ・純朴でまじめな生徒が多いが、主体性については、伸びる余地が多い。
- ・自転車での登下校中に、並列走行や交通社会の一員としての配慮に欠ける生徒がいる。地域に貢献できる学校を目指し、マナーの育成に努める。

2 今年度の重点目標

「生徒一人ひとりの主体性を高める指導の充実」

3 重点目標に係る具体策

(1) 自己有用感を高める指導の工夫

- ・特別活動において一人一人が活躍できる場面や役割を設定する。さらに、その取り組みを支援し、達成できた事実に対して承認・称賛する。
- ・人の役に立った、貢献しているという喜びや達成感を味わえるように、生徒の小さな成功体験を学級の時間や学年、生徒会活動、表彰などを通して計画的に称賛する機会を設ける。

(2) 基本的な生活行動様式の徹底

- ・2分前着席の徹底など時間を守り、けじめある行動をとれる生徒を育成する
- ・正しい判断のもと、自分の良さを発揮できる生徒を育成する
- ・あいさつやマナーの向上のために、生徒会主催の活動や小学校と連携したあいさつ運動を行う。
- ・生活委員会で毎月の生活目標を設定するなど、学年や学校全体の課題を全校生徒で改善していくという意識を育成する。
- ・服装や髪型など、中学生としてふさわしい姿についてともに考え、共通理解しながら指導していく。

(3) 活動の意欲を高め、粘り強く取り組ませる（レジリエンス）指導の充実

- ・生徒との適切な関わりにより信頼関係を構築し、状況に応じた声かけを行う。
- ・学活の時間などを利用して、ソーシャルスキルトレーニングを行う。
- ・学校行事など自分の力でやり遂げる体験や場を設定する。
- ・学級の係活動を通して、集団への帰属意識を高めるとともに他人の立場や考えを尊重する態度や思いやりの心を育てる場の設定を行う。

(4) 情報モラル教育

- ・適宜、必要に応じて SNS の使い方、危険性についての指導を継続して行う。
- ・スマホ出前講座などを効果的に利用し、SNS に関する全校集会を行う。
- ・定期的に、SNS に関するアンケートを実施し生徒の SNS 事情について把握する。

(5) いじめの解消と予防的指導

- ・計画的で継続的な観察、アンケート調査等による交友関係の把握と生徒理解の充実を図る。
- ・生徒指導諸問題の情報交換と連携強化。
- ・いじめの早期発見、迅速な対応と解消後の継続的観察と事後指導の充実。
- ・休み時間に全教職員で連携し巡回する。
- ・定期的に教育相談を実施する。
- ・「いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載し、家庭・地域と一体となって生徒を見守るための啓発を行う。

(6) 支援を要する生徒に対する教育支援体制の整備

- ・教育相談部会、生徒指導部会を時間割に位置づけ、会議録の回覧による校内での共通理解を図り、あわせて SCM、SC、外部専門機関との連携を推進し、支援体制の強化を図る。
- ・生徒の特質や状況など、必要に応じて校内適応支援教室（こころの教室）を利用させるなど、学級への復帰を目指す支援体制を整備する。